

私爲氏長者

〔職原抄〕_下藤氏長者

蒙攝政關白詔之人爲其仁仍別不及宣下也、

〔標註職原抄〕_下氏長者の宣下にて補せらるゝは、諸氏みなその例也、然に不及宣下して補する

例、藤氏は鎌足公に始る、鎌足の子孫、南北京式の四家に別れたる内、北家代々攝關たりしゆゑ

に、おのづから長者の號、この一家に歸して、宣旨をまたず長者たりしなり、

〔公卿補任〕_{圓融}天延二年

關白正二位藤兼通 二月八日、爲氏長者、

〔公卿補任〕_{圓融}貞元二年

關白正二位藤賴忠 十一月十一日、詔令關白萬機、同日并爲氏長者、

〔公卿補任〕_{一條}正曆六年元○長德

關白正二位藤道隆 四月三日、依病危急、重辭關白、返隨身渡長者、印於右大臣、_{道兼藤原}

〔公卿補任〕_{一條}正曆六年元○長德

關白藤道兼 四月廿七日、關白巨細雜事、同廿八日、爲氏長者、

〔本朝世紀〕康和元年十月六日甲辰、前關白内大臣六月○藤原師通、此年、後家、渡氏長者、印契等於左大將

家○藤原忠實

〔公卿補任〕_{堀河}承德三年元○康和

權大納言正二位藤忠實 十月六日、爲氏長者、

○按ズルニ、藤原氏長者ハ舊例更ニ宣下ノ儀ナキヲ以テ常トス、其之アルハ、忠實ノ子忠通ニ

始マレリ、事ハ上文勅定氏上ノ條ニ見ユ、尙ホ藤氏長者ノ條ヲ參看スベシ、

〔愚管抄〕_四知足院殿○藤原忠實、中略、藤氏長者は、君のまろしめさぬ事なりとて、久安六年九月廿五日に、

爭爲氏長者